

平成21年度経営計画の評価

山形県信用保証協会は、中小企業者の信用力を補完し、満足度を高め、地域経済の発展に寄与するよう取り組みを進めています。

平成21年度経営計画に対する実施評価を以下の通り公表します。

これは、3名の有識者により構成される「外部評価委員会」のご意見を踏まえ作成したものです。

1 業務環境

(1) 地域経済及び中小企業の動向

平成20年秋の世界的な金融危機に端を発した景気の悪化により、年明け以降も県内中小企業は引き続き厳しい経営環境に置かれてきましたが、平成21年度後半からは、製造業を中心とした生産面の回復傾向や、政策効果に伴う一部消費の底支えにより、県内経済の動向は持ち直しつつあり、幾分明るさの見られる状況となりました。しかしながら、業種間・企業間のばらつきがみられるほか、有効求人倍率が年平均0.36倍と前年比で過去最大の下げ幅となるなど、厳しい雇用情勢を背景に回復実感の乏しい地域経済状況でした。

(2) 中小企業向け融資の動向及び設備投資動向

このような中、県内中小企業向けの融資は、残高が前年比98.8%と減少したほか、企業の投資マインドの冷え込みにより、設備投資は製造業、非製造業とも大きく減少することとなり、全産業における設備投資は、前年比2割強の減少となりました。

(3) 県内中小企業の資金繰り状況

これらの状況に対し、平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法による返済条件変更や、景気対応緊急保証等政策保証の利用を推進したことにより、中小企業の資金繰りに改善がみられ、県内企業の倒産は、件数、負債額とも大幅に減少しました。

(倒産件数95件 前年比61.7%、負債額143億38百万円 前年比45.3%)

2 事業概況

当協会の平成21年度の事業概況については、保証承諾額は1,717億73百万円で前年比86.6%となったものの、景気対応緊急保証等の利用増大により計画比101.0%となり、過去3番目に多い金額になりました。保証債務残高は4,172億47百万円で前年比102.9%・計画比106.2%となり、期末時点で過去最高の金額でした。保証承諾額及び保証債務残高ともに東北で一番の実績となっています。

代位弁済は70億10百万円(計画額80億円)となり、前年比98.9%と前年度を若干下回ったものの、高止まりに推移しました。なお、代位弁済率で見ると1.70%で、全国では2番目に低い数値となっています。

また、求償権回収は18億48百万円で前年比89.3%となったものの、物件処分・破産配当などにより計画を上回りました。

平成21年度の保証承諾等の主要業務数値は、以下の通りです。

(単位:百万円)

項目	金額	計画値(金額)	計画達成率
保証承諾	171,773(86.6%)	170,000	101.0%
保証債務残高	417,247(102.9%)	393,000	106.2%
代位弁済	7,010(98.9%)	8,000	87.6%
回収	1,848(89.3%)	1,600	115.5%

* ()内の数値は対前年比を示す。

3 決算概要

平成21年度の決算概要(収支計算書)は、以下の通りです。 (単位:百万円)

経常収入	4,517
経常支出	3,072
経常収支差額	1,445
経常外収入	8,621
経常外支出	9,828
経常外収支差額	-1,207
金融安定化特別基金取崩額	18
制度改革促進基金取崩額	67
当期収支差額	323

収入(経常収入+経常外収入)は131億38百万円で、計画を若干下回ったものの、景気対応緊急保証などの長期資金の利用が増加し、保証債務残高・保証債務平均残高が伸張したことによる保証料収入の増加から、前年比105.9%となりました。

支出(経常支出+経常外支出)は129億1百万円となり、電算共同システム稼働に伴う委託費の増加、協会からサービサーへの業務委託手数料増加等の要因があったものの、人件費をはじめ全般的に業務の効率化を図り、経費の適正執行に努めた結果、業務費全体では前年度並みとなりました。

最終的な当期収支差額は、経理基準に基づき金融安定化特別基金取崩額と制度改革促進基金取崩額を加え、3億23百万円(前年比134.7%)となり、計画額83百万円を大幅に上回ることができました。当期収支差額のうち、基金準備金に3億3百万円を、収支差額変動準備金に20百万円を、それぞれ繰り入れしました。

4 重点課題への取り組み状況

平成21年度の重点課題として掲げた項目への取り組み状況については、以下の通りです。

(1) 景気対応緊急保証制度をはじめとする政策保証利用の推進

国・県の中小企業金融施策との連携を基本に、セーフティネット保証を中心とした取組みを行いました。さらに、平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法の趣旨に沿い、資金繰り円滑化借換保証の推進による資金繰りの円滑化に積極的に取り組むとともに、期間延長・返済方法の変更等の条件変更についても柔軟な対応を行いました。

保証利用企業者数は、新規保証推進キャンペーンを実施しましたが、倒産・自主廃業等により減少傾向にあり、今後も保証利用企業者の増加策を継続します。

また、当協会創立60周年を記念して創設した保証制度「はばたき60」については、467件、39億円の利用となりました。

<参考> セーフティネット保証 4,193件(前年比139.1%) 799億円(前年比122.0%)

(内景気対応緊急保証 4,141件(前年比168.4%) 783億円(前年比152.7%))

資金繰り円滑化借換保証 2,002件(前年比123.9%) 383億円(前年比133.8%)

保証条件変更 3,204件 334億円

利用企業者数 16,319企業(前年比406企業減) 新規利用企業者数 860企業(前年比56企業増)

(2) 保証制度の改革の推進

実地及び面談による調査については、景気対応緊急保証への積極的な保証取扱いによる窓口業務の増加もあり、目標の達成には至りませんでした。約600企業に対し実地調査及び面談を行い、「顔の見える協会」の実践に努めました。

<参考> 保証承諾額に占める責任共有制度利用割合 当協会48.7%、全国35.7%

実地調査、経営者面談目標数値 700件 実績599件 (計画比85.6%、前年比110.3%)

(3) 業務改善による利便性の向上と業務の効率化

決算書入力事務について、保証統括課内に入力部署を新設し、OCRシステムを利用した事務の集中化による合理化・効率化を図りました。

「信用保証業務取扱要領」を改訂し、関係機関に配布しました。また、当協会ホームページに金融機関向けコンテンツを新設し、同要領を掲示するとともに、諸様式のダウンロードによる使用を可能とし金融機関の利便性向上に努めました。

(4) 経営支援・事業再生支援への積極的な取り組み

保証後の業績悪化企業等に対してフォローアップとして行う「サポートミーティング」や「中小企業経営診断システム(MSS)」「中小企業再生サポートシステム(CSS)」による経営支援などを継続実施しました。

また、創立60周年記念事業として「経営相談会」を県内6箇所で開催し、12企業に対し経営支援を実施しました。

協会内部の中小企業診断士による簡易経営診断を2企業、事業再生支援のための求償権消滅保証を2企業に対し実行しました。

< 参 考 > サポートミーティング件数 45件 (平成20年度 95件)

MSS・CSS利用実績 139件 (平成20年度145件)

(5) 期中管理の強化による代位弁済の適正化

平成21年度も金融機関に対して「大口保証先の業況照会」(対象企業数236)を行い、保証後のモニタリングを実施するとともに、必要視される企業については「サポートミーティング」などによる経営支援を行いました。

延滞案件や事故案件については、所定のリストを毎月金融機関と関係部署に送付して早期管理に努めるとともに、調整見通しに関する年3回の書面照会と年2回のヒアリングを通じて関係部署と連携して調整に努めました。

また、関係部署及び金融機関と共同して、事業見直しなどを確認しながら返済緩和、借換等の支援も積極的に行いました。

< 参 考 > 代位弁済 796件(前年比87.2%) 70億10百万円(前年比98.9%)

(6)回収の合理化・効率化

管理事務処理・回収業務の体制を管理回収課に集中・一元化し、一体化・効率化を推進しました。

求償権分類を行い債務者等の実態を把握し、支払能力を見極めて、個々の実情に沿った管理回収の措置を講じました。また、管理実益のない求償権について管理事務停止や求償権整理を実施しました。

<参考> 管理事務停止 666件 43億64百万円（平成20年度 244件 16億56百万円）

求償権整理 243件 12億78百万円（平成20年度 261件 14億99百万円）

サービサーに関しては、営業所所長が協会の非常勤理事となったこと、庄内分室を1名増員したことで体制の強化を図ったほか、委託対象の拡大や権限委譲による機動力の向上を図り、有効活用に努めました。

<参考> 委託 1,667件 128億54百万円（平成20年度 907件 62億33百万円） 回収 6億61百万円（平成20年度 3億6百万円）

(7)運営規律の強化、経営基盤の確立等

常勤理事会議を19回開催し、経営方針や重要案件について協議を行い、意思決定の透明性確保に努めました。

コンプライアンス態勢については、コンプライアンス委員会(4回開催)を主体に、次年度コンプライアンス・プログラムの策定、関連マニュアルの見直し、各部署単位でのコンプライアンス研修の継続実施等に取り組みました。また、新型インフルエンザ発生への対応として、「危機管理・災害対応マニュアル」に基づく「新型インフルエンザ対応指針」を制定し、職域への拡大防止に努めました。

個人情報保護対応策として、未着手であった新庄支店の執務・応対スペース分離を行なった結果、全ての本支店について完了しました。営業部及び全支店のFAXに個人認証システムを導入し、セキュリティの管理強化を図ったほか、主査等を対象として個人情報保護法研修を実施しました。

経営の透明性とガバナンスの強化に努めるため、定期的に監査を実施しました。また、監事3名全員の決議により、監事監査規程及び監事会運営規程を新たに定めました。

人事考課制度については、職員の意識改革と人材育成の観点から、外部講師を招いて研修を行ないました。

新たに実績把握・目標管理を充実させるため、上期の実績を検証し中間評価を行い、下期(通年)の業績見通しを立てました。

(8) 制度改革等への的確な対応、推進

信用補完制度改革について理解を得て利用促進を図るため、機関誌・ホームページ等への掲載に加え、プレスリリースの積極的な活用(10回実施)を継続して、創立60周年の記念事業を通じて「顔の見える協会」の周知に努めました。また、県内経済活性化座談会にも参加し、景気対応緊急保証等の金融支援策のほか、60周年記念事業のコンセプトなどを新聞紙面を通じPRしました。

<実施した60周年記念事業>

- ・「創立60周年記念保証制度」及び「創立60周年記念保証料割引制度」の実施
- ・協会内部の中小企業診断士による経営相談会開催(参加企業12企業)
- ・60周年記念誌発行、名刺への「おかげさまで60周年」シール貼付、本店・各支店へのAED設置
- ・中小企業基盤整備機構と連携して山形新聞へ広告掲載

また、全国信用保証協会連合会等主催の外部研修に積極的に参加し、職員の資質や目利き能力の向上に努めたほか、OJTをはじめ種々の研修を行いました。中小企業診断士等の資格取得についても、同資格養成課程に4名を派遣するなど、引き続き推進しました。

(9) 業務改善による利便性の向上と業務の効率化

組織体制の見直し・再編に着手し、業務の効率化に努めました。

<主な組織体制見直し>

- ・経理課と電算情報課を再編統合し、システム経理課を新設
- ・保証統括課に決算データ入力部門を新設
- ・経営支援部門の明確化と期中管理の充実強化を図るため、管理部の経営支援室を分離・独立
- ・管理事務課と回収課を再編統合のうえ、管理回収課を新設

諸規程の見直しを行い、規程・規則を整備しました。また、保存文書の一部について、耐震・耐火機能に優れ、セキュリティが完備された倉庫業者への外部委託を開始しました。

各支店の経理事務について、システム経理課に一元化し、経理事務処理の効率化を図りました。

また、電算共同システムの安定稼働に向けて、システムの総点検も実施しました。

5 外部評価委員会意見

当協会は、「外部評価委員会」(計画経営研究所 三宅中小企業診断士、高梨英吉税理士事務所 高梨税理士、古澤・内藤法律事務所 小野寺弁護士で構成)のご意見を踏まえ、この「平成21年度経営計画の評価」を作成しましたが、外部評価委員会のご意見は以下の通りです。

山形県信用保証協会が創立60周年という節目を迎え、これまで県内中小企業者の経営の安定に大きな役割を担ってきたことに対して、お礼を申し上げるとともに、今後ともより一層の発展に向けて取り組んでいただきたいと思います。

信用保証協会の運営においては、依然として回復実感の乏しい地域経済の実態を踏まえ、実施3年目を迎えた責任共有制度や景気対応緊急保証の利用増加の影響等について検証を進めながら、将来の協会経営のあり方を十分に見据え、種々の環境変化に対して、いかに適時適切に対応したのかが問われています。こうした視点で見た場合、全体的に適正な業務運営がなされており、特に次に掲げる事項については評価できます。

先ず第一は、責任共有制度の定着が図られていることに加え、景気対応緊急保証についても金融機関をはじめとする関係機関との連携のもとで、積極的な保証承諾に取り組み、制度改革への適切な対応と政策保証を推進したことです。

第二は、利用者中心の視点に立った中期ビジョンの具体化に向けた取り組みとして、アドバンス・プランニング・チーム(APT)の活動が活発に行なわれたほか、サポートミーティング、初めて開催した経営相談会、求償権消滅保証等により、経営支援・事業再生支援が図られたことです。また、機関誌・ホームページへの掲載や積極的なプレスリリース活用を継続するとともに、記念誌発行、山形新聞への広告掲載などの創立60周年記念事業を通して、「顔の見える協会」に向けた積極的な広報活動が行われました。

第三に、職員の目利き能力の向上、人材育成に関しても、中小企業診断士資格取得を引き続き推進していることに加え、人事考課研修を外部講師を招いて引き続き実施するなど、積極的な取り組みが見られます。

第四は、厳しさを増す外部環境の中で、経営基盤の充実・強化に向けて、常勤理事会において経営方針を決定する等、意思決定の透明性を確保するとともに、ガバナンス体制の取り組みが図られたことです。さらに、監事3名全員の決議により、監事監査規程及び監事会運営規程を定め、監査体制の整備がなされています。

第五は、コンプライアンス態勢について積極的に取り組んでいることです。コンプライアンス委員会を主体に、「危機管理・災害対応マニュアル」に基づく「新型インフルエンザ対応指針」制定をはじめ、コンプライアンス・プログラム策定等による周知徹底、推進が意欲的に行なわれています。引き続き運営規律の強化が図られるよう、前向きな取り組みを期待します。

また、個人情報保護法対応についても、事務所レイアウト変更による執務・応対スペース分離のほか、FAXの個人認証システム導入等、積極的に取り組んでいます。

さらに、組織体制を見直し業務の効率化・合理化に努めたことに加え、経営基盤の強化に結びつく収支の確保、基本財産の造成等、年度経営計画に掲げた主要施策について、真摯に取り組んでいる姿勢が窺えることも評価できます。

一方、業務全般について概括すると、保証部門では、計画を上回る保証承諾・債務残高となったものの、保証利用の推進に向けた取り組みが引き続き必要と思われます。また、保証利用企業者数の減少に歯止めをかけることにも注力してください。

期中管理部門では、サポートミーティング、簡易経営診断等の企業支援について、経営支援室を主体として引き続き意欲的な取り組みを期待します。また、延滞・事故案件の管理徹底や早期調整に努め、正常化を図るとともに、高水準で推移している代位弁済の適正化を図る必要があります。

回収部門については、組織体制の見直しによる集中・一元化の成果が見られ、全国平均を上回る回収率となりましたが、第三者保証人非徴求等により回収実額が減少しているなかでもあり、回収促進に向けて積極的に取り組んでください。

最後に、中期ビジョン及び新たな中期事業計画等に掲げる諸課題について、コンプライアンスをはじめとする運営規律の強化に努めつつ、組織体制の見直しや業務の効率化を図りながら、新たな政策保証や経営支援・事業再生支援等への積極的な推進により、地域経済の活性化、発展に寄与されるよう期待します。